



2020年
9月
215号



連合鶴岡田川

編集発行
連合山形鶴岡田川
地域協議会
鶴岡市泉町8-57
TEL 0235-25-8605
労働組合センター内

最低賃金

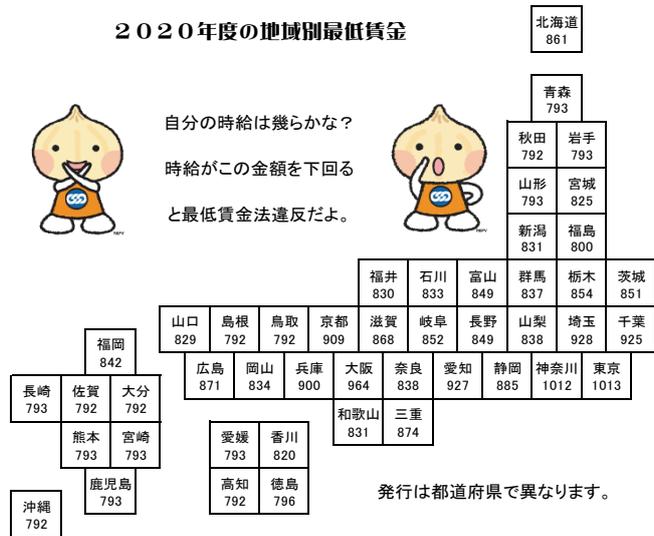
【最低賃金、全国平均902円、山形県793円】

最低賃金は使用者が労働者に支払う賃金の下限額で、都道府県ごと審議委員会が金額を決定している。今年度は8月21日まで全都道府県で新たな最低賃金額が決定し、全国平均が902円（1時間）前年度比で1円の引き上げとなった。最高額は東京都1,013円、最低額は792円となり10月1日から10月上旬まで、順次、適用されることになる。

最低賃金は平成16年から4年連続で3%以上の引き上げが続いていたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中央最低賃金審議会（厚生労働省の諮問機関）は7月「現行水準の維持が適当」と引き上げの目安額を示さなかった。

8月に入り、都道府県ごとの審議会が金額を決定し、3円引き上げたのは山形や愛媛、鹿児島など9県。福島や茨城など14県が2円、宮城や福岡など17県が1円の引き上げとなった。一方、東京や大阪など7都道府県は据え置いた。

2020年度の地域別最低賃金



【最低賃金の地域間格差解消、最低限の生活ができる金額を求めよう】

最低賃金を決定するプロセスにおいて、全国を4ブロックに分け、都市と地方に格差をつけて審議していることが問題である。4ブロック分けは各県の生活水準や物価など、暮らしやすさを基に振り分けられている。

山形が東京に比べ暮らしやすい状況にあるのか。食料品など生活必需品はコンビニや自動販売機の価格は全国どこでも同じ金額で販売している。物によっては東京の方が安い場合があり、品揃えも豊富である。土地の価格は比べものにならないが、一般的な借家の家賃は同じ位である。山形は持ち家率が高く、固定資産税や維持費、住宅ローンは家計に大きな負担となっている。自動車保有によるローンや冬季用品購入なども馬鹿にならない。寒暖差があるため季節に合わせた衣服住が必要である。

山形が東京に比べて暮らしやすい状況にあるとは思えない。東京の最低賃金は1,013円、山形との格差が221円、1ヶ月39,000円も違いがある。4ブロック制を見直さなければ都市と地方の格差は拡大する一方であり、全国どこでも最低限の生活ができる金額に設定することが重要である。

今年度、最低賃金を据え置いた東京では再考を求める声が殺到。「貧困で苦しい」「低賃金で働く人に報いて欲しい」など、異議申立が前年の5倍以上も寄せられている。

1時間あたりの金額に変換し、実際に**比較**しよう

職場ごとに決められている「**所定労働時間**」や「**所定労働日数**」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。
それをもとに下記計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 **時給額** そのままでOK!

日給の人 **日給額** ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 **週給額** ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 **月給額** ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「**なんでも労働相談ダイヤル**」にご相談ください。

【最低賃金に含まれない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金 (結婚手当等)
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与等)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外・割増賃金)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金等)
- (5) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

毎月支払われる賃金から上記の5つのものを差し引いた後の金額を時間額に換算し、それが最低賃金額より低い場合は違反となる。仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めたとしても、法律により無効とされ、最低賃金額を支払わなければならない。また、最低賃金額を理由に労働者の賃金を引き下げることが許されない。

【山形県の最低賃金3円は労働者側委員の粘り強い取り組みによる】

本県の審議会は7月2日から協議を重ね、労働者側が「隣県との格差解消」による引き上げを求め、使用者側は「コロナ禍の現状で引き上げは難しい」との回答が続いた。額について歩み寄りを図ったが合意に至らず、他県の状況や協議経過を踏まえ、公益委員が3円引き上げの見解を示し、使用者側委員5人が反対、労働者側委員5人と公益委員4人が賛成し、賛成多数で3円の引き上げとなった。

審議会終了後、労働者側の柏木実委員 (連合山形副事務局長) は「労働者も解雇や収入減などで苦勞しており、生活できる最低賃金を求めていくことが課題である」「隣県との格差をわずかであるが縮めることができた」と述べた。

使用者側の丹哲人委員 (県経営者協会専務理事) は「コロナ禍の緊急事態で企業が雇用を守る上では1円でも大きく、経営者にとっては厳しい金額だ」「雇用調整のきっかけにならないよう労使ともに協力し、地域経済を立て直していきたい」と述べた。

今年度の最低賃金は10月3日に発効となる。

連合山形鶴岡田川地域協議会は、地域で働く労働者の最低賃金793円を周知する取り組みを進めていきます。